

「経済財政運営と改革の基本方針2021(骨太方針)」

(令和3年6月18日閣議決定)(抜粋)

第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

5. 生産性を高める社会資本整備の改革

PPP／PFIなどの官民連携手法を通じて民間の創意工夫を最大限取り入れる※。
特に、人口20万人未満の地方自治体への優先的検討規程の導入要請や策定支援等により、
PPP／PFI導入促進を図る。その上で、公共事業の効率化等を図り、中長期的な見通しの下、安定的・持続的な公共投資を推進しつつ戦略的・計画的な取組を進める。

※「PPP／PFI推進アクションプラン（令和3年改定版）」（令和3年6月18日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づく。

7. 経済・財政一体改革の更なる推進のための枠組み構築・EBPM推進

(基本的考え方)

「経済あつての財政」との考え方の下、引き続き、感染症の影響など経済状況に応じた機動的なマクロ経済運営を行うとともに、生産性の向上と賃金所得の拡大を通じた経済の好循環の実現、海外需要の取込み等を通じ、デフレ脱却・経済再生に取り組み、実質2%程度、名目3%程度を上回る成長、600兆円経済の早期実現を目指す。それに向け、ワイズスペンディングの徹底と4つの成長の原動力への予算の重点配分、広く国民各層の意識変革や行動変容につながる見える化、先進・優良事例の全国展開、インセンティブ改革、公的部門の産業化、PPP／PFIや共助も含めた資金・人材面での民間活力の最大活用などの歳出改革努力を続けていく。